

伊勢原市後期高齢者医療保険料仮徴収額の変更に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。）第140条第2項に規定する当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において行う後期高齢者医療保険料の特別徴収の方法により徴収する仮徴収において、同法同条第1項の支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合における、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）の計算方法について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、準用介護保険法で使用する用語の例による。

(特別な事情)

第3条 準用介護保険法第140条第2項に規定する特別な事情とは、一般仮徴収額と前年度の年間保険料（前年度中に神奈川県後期高齢者医療広域連合で決定した月割減額前の後期高齢者医療保険料をいう。次条において同じ。）を6で除して得た額が異なる場合を指すものとする。ただし、前年度の年間保険料を6で除して得た額と一般仮徴収額の差額が1,000円未満である場合はこの限りではない。

(市町村決定額)

第4条 準用介護保険法第140条第1項の規定により、当該年度の初日からその日の属する年の5月31日までの間に一般仮徴収額を特別徴収の方法によって徴収する場合において、市町村決定額は、前年度の年間保険料から当該年度の初日からその日の属する年の5月31日までの間の一般仮徴収額を控除して得た額を5で除して得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、当該額を当該年の6月1日から9月30日までの間に特別徴収の方法により徴収するそれぞれの支払にかかる保険料額とすることができる。

附 則（平成24年5月14日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行する。